

【表紙】

|            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 【提出書類】     | 臨時報告書                            |
| 【提出先】      | 関東財務局長                           |
| 【提出日】      | 2020年6月2日                        |
| 【会社名】      | サインポスト株式会社                       |
| 【英訳名】      | Signpost Corporation             |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 蒲原 寧                     |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区日本橋本町四丁目12番20号             |
| 【電話番号】     | 03-5652-6031                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 常務取締役コーポレート本部長 西島 雄一             |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区日本橋本町四丁目12番20号             |
| 【電話番号】     | 03-5652-6031                     |
| 【事務連絡者氏名】  | 常務取締役コーポレート本部長 西島 雄一             |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1【提出理由】

当社は、2020年5月28日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものとあります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

2020年5月28日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### ① 配当財産の種類

金銭

##### ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

1株につき金 2円50銭 総額 27,291,000円

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年5月29日

#### 第2号議案 監査役1名選任の件

藤宮宏章を監査役に選任するものであります。

#### 第3号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額300百万円以内(うち社外取締役分は年額40百万円以内)とするものであります。

#### 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給すること及び譲渡制限付株式付与のための報酬は金銭債権とし、第3号議案の報酬枠とは別枠で、年額60百万円以内(うち社外取締役分は年額8百万円以内)、これにより発行又は処分される譲渡制限付株式の総数を年50,000株以内(うち社外取締役分は年6,500株以内)とするものであります。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項                       | 賛成数<br>(個) | 反対数<br>(個) | 棄権数<br>(個) | 可決要件 | 決議の結果及び<br>賛成(反対)割合<br>(%) |
|----------------------------|------------|------------|------------|------|----------------------------|
| 第1号議案<br>剰余金の処分の件          | 84,966     | 276        | —          | (注)1 | 可決 99.68                   |
| 第2号議案<br>監査役1名選任の件<br>藤宮宏章 | 85,060     | 183        | —          | (注)2 | 可決 99.79                   |
| 第3号議案                      | 84,631     | 612        | —          | (注)1 | 可決 99.28                   |
| 第4号議案                      | 83,518     | 1,725      | —          | (注)1 | 可決 97.98                   |

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。